

西蒲区農業委員会 だより

第47号
2018年
11月1日発行

新潟市西蒲区農業委員会 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1 TEL.0256-72-8631



全国農業新聞を
購読しませんか！

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞は、昭和27年創刊の地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業専門紙です。一週間の農政の動きをコンパクトに伝え、重要なニュースは深く掘り下げて伝えます。

私たち農業委員会は、農地利用の最適化のために担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、全国農業新聞による情報提供等を通じて、地域で頑張っている農業者を支援する活動を行っています。

わが国の農業・農政が大きな変革の局面を迎えているなかで、これからの農業経営に情報収集はなによりも必要不可欠です。全国農業新聞は、農業政策の動向や現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の経営発展に役立つ新聞として高い評価を受けています。

ぜひ、全国農業新聞から「情報」といふ肥料」を吸収して、儲かる農業と豊かな農村の実現を一緒に目指しましょう。

農業者の視点でお届けします

- ①特長のある週刊新聞
→解説に力点をおいた企画編集とニュース報道
- ②時代に鋭く斬り込む
→農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③経営に役立つ
→知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④喜びや悩みを共感できる
→読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤読みやすく親しみやすい
→老若男女が楽しく読める

週刊 月4回 金曜日発行

月 700円 年 8,400円

■購読の申し込みは、西蒲区農業委員会または地元委員へお気軽にご連絡ください。

■3ヶ月無料のお試し購読もご利用ください。

■発行所

一般社団法人 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

中央労働基準協会ビル2階

TEL.03-6910-1130 FAX.03-3261-5132

農地集約の実態を現地に見る



取材を担当した
石田推進委員

地域の農地をだれがどう使うかを決める「話し合い活動」が各地で進んでいます。高齢化による危機感や農地中間管理事業の支援がそれを後押ししています。
農地中間管理事業を活用し、地域の農地を集約した地区を、西川の石田推進委員が取材しました。

見帯地区

見帯地区は、各農家の責任で30アール程度に集約して耕作していたが、個人で集約するには限界があり、さらに利便性を高めたいと勉強会を立ち上げた。

①耕作者に対する「耕作者集積協力金」、②地域に対する「集積協力金」、③リタイアする農家に「経営



見帯地区で中心的役割を果たした植木さん

転換協力金」という三つの助成金が交付されることがわかり集約に向けた話し合いが始まった。
地区内の農地所有者は約50戸、耕作者は15戸で、地区外からの入作者も数戸という状況であったが、反対する者はなく、具体的な集約の話し合いに動き出した。
図面をもとに合意した集約案で耕作者ごとに色分けし、より合理的な集約はないか何回か修正を加え、田植え終了後に始まった調整作業も稲刈り前には、おおむね60アールから4ヘクタールに集約する成案を得た。
取りまとめの中心となった植木さんは「今回は縦道を基本に集約したが、次は横道も考慮した再編も考えたい。」と第二次の集約にも意欲的に語り、「数字には表れないが、作業の手間は確実に短縮された。」と語ってくれた。

西汰上地区



西汰上地区で中心的役割を果たした小出さん

西汰上地区は、過去には成就しなかった経緯があったが、2回の説明会を経て事業に取り組むことを決定した。

地区の農地はおよそ48ヘクタール、うち地区外からの入作が約6ヘクタールあり、それを除いた面積を対象とした。土地所有者は36戸、耕作者は9戸で、説明会や可否を伴う会議には委任状を提出してもらい、毎回15〜16人が出席し、反対意見はなかった。

取り組み前から、各農家の耕作地は比較的同じ農道沿いに集約されていたこともあり、事業の中心となった小出さんが単独でたたき台を作成して話し合いを実施し、数回の修正を重ねて成案として取

りまとめた。

初年度は、畦抜きや暗渠の施工費が全額事業の対象になったが、2年目からは事業内容が変更され苦慮したが、地区の負担で何とか畦抜きと暗渠も実施できた。

集約された面積は30アールから3ヘクタールとバラつきがあったが、「畦畔を抜いて作業効率が上がったことは大きかった。」とその成果を語ってくれた。

取材を通して...

それぞれの農地をどう集約するか、換地をどう決めるかが大きな課題だと感じたが、どちらの集約も「所有権移転を伴わない」耕作権の設定で大きな混乱はなかったように思う。

また、国の事業をうまく利用し、農業に熱意のあるリーダーに恵まれたことが大きいと感じた。

どこの地区でも、これからの地域の農業をだれが担うか、腹を割って話し合いをする時期にきているのではないか。その際は、ぜひとも地元の農業委員、推進委員にも声をかけていただきたいと思います。



農業委員・推進委員の 看板を設置しました

農業委員、農地利用最適化推進委員の自宅に、委員であることを表示する「看板」を設置しました。

農業委員、推進委員は、担い手への農地の集積や遊休農地の解消・発生防止、農業への新たな参入への相談など、地域における現場活動を行っています。

「農地を貸したいが相手がいない」「農地を転用して使用したいがどうしてもいいかわからない」など、農地に関するご相談は、まずは地元で活動する農業委員、推進委員にお気軽にご相談ください。



間宮会長



本間真由美
推進委員



全委員研修会を 実施しました

西蒲区農業委員会の農業委員、推進委員が一堂に集まり、全委員研修会を開催しました。

農業委員会組織の県における取りまとめ役である新潟県農業会議・松井事務局長から、農業及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題についてお話いただき、意見交換を行いました。

平成31年
3月に

利用権の契約期間が終了する皆さんに 更新のご案内を発送しました

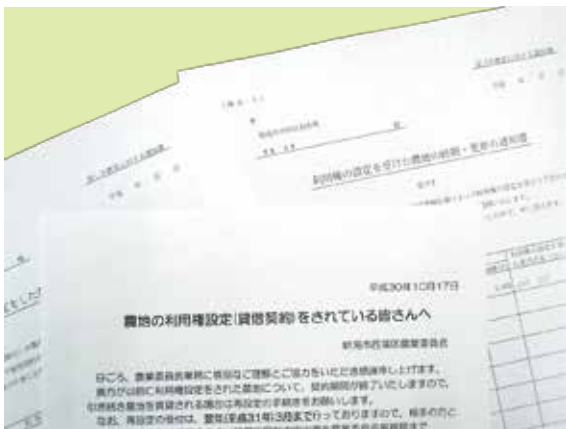
更新の手続きをお忘れなく！

農業経営基盤強化促進法により、利用権設定(賃借権の設定)をされた農地のうち、平成31年3月に契約期間が終了する皆さん(地主と耕作者の両者)に「終期」の通知書を発送しました。(写真参照)

この法律による賃貸借権は、終了期間が来ると自動更新されず権利が消滅しますので、引き続き農地の貸し借りを続ける場合は、再設定の手続きが必要です。

水田の場合、水稲作付期間中の契約は認めておりませんので、3月15日までの手続きをお願いいたします。(畑は時期を特定せず、一年中受け付けています。)

なお、JAを通じた農地利用集積円滑化事業により権利を設定される場合は、申出書をJAの各支店に提出してください。



農業委員会の受付日程

申出締切日	農業委員会 総会 審議	公告日 (契約発効)
11月22日まで	12月27日	1月17日
12月21日まで	1月31日	2月15日
1月25日まで	2月28日	3月14日
2月20日まで	3月28日	4月11日
3月15日まで (水田の申出は最終)	4月末	5月中旬

委員のリレートーク



農地利用最適化
推進委員
伊藤 正直
湯東

江戸時代、大名の規模をコメの石高で表現したように、我が国にとってコメは一番重要で特別な位置づけであろうと考える。

コメの生産調整が始まってから約50年。戦後、学校給食に小麦が利用されたことや、食の欧米化などでコメの消費量は極端に減少し、

主食用の需要量は750万トン以下に半減している。国のコメ生産能力は230万ヘクタールあるが、その半分程度しか生かせていない。

「500mlのペットボトル1本分のコシヒカリ玄米は約100円。」はたして現在の米価は適正と言えるのか?…確かにコスト削減は必須命題であり、特に法人は努力をしているが、飛行機で種まきをす

る相手とのコスト競争で優位に立てるはずがない。

十分なのか?…MA米を80万トン輸入している現在、食糧安全保障上正しい方向と言えるのか甚だ疑問である。

輸出国と先進国が有利な現在の世界貿易ルールは、決して平等であるとは思えない。更にTPP合意、米国とのTAG合意。世界で

農業委員会の主な動き(8月~9月)

委員とは、農業委員及び農地利用最適化推進委員です。

8月 3日	農業委員会だより編集会議(委員3名)
7日	下越地区農業委員会研修会(委員18名)
18日	農地パトロール(中之口地区委員7名)
20日	農地パトロール(巻地区委員14名) 巻地区審査委員会(委員7名)
21日	市内6農業委員会連絡協議会(会長、職務代理)
28日	8月調査委員会(委員7名)
31日	8月定例総会(委員29名) 女性委員会議(女性委員3名)
9月 4日	JA越後中央夏果実出荷反省会(担当委員)
25日	9月調査委員会(委員5名)
28日	9月定例総会(委員28名) 第1回役員会(委員6名)

ご相談は農業委員会へ

農地を農地以外に利用する場合は、
農地法による手続きが必要です。

- 農地を農地以外の目的に利用することを「農地転用」といいます。
- 農地以外の目的とは、建物の建築、駐車場、資材置場など、農作物を作付けて耕作(耕うん)する状態以外が該当します。
- 農地転用する場合は、**農地法の許可または届出**が必要です。
- 短期間に一時的に利用する場合も、**一時転用**として許可が必要です。
- 農業者はもちろん、開発に携わる人も、**農地転用制度を正しく理解し**、違反転用にならないよう法令順守に努めましょう。

農地に関する各種申請の日程(11月~2月)

農地法関係			農業経営基盤強化促進法関係		
月	申請締切日	総会	月	申出締切日	公告日
11月	9日(金)	30日(金)	11月	22日(木)	2019年 1月17日(木)
12月	6日(木)	27日(木)	12月	21日(金)	2月15日(金)
1月	10日(木)	31日(木)	1月	25日(金)	3月14日(木)
2月	7日(木)	28日(木)	2月	20日(木)	4月11日(木)



継者と共に、「農業は唯一の成長産業」そんな言葉を思いつつ「永遠に守っていく必要のある農地」「人間の生きる糧となる作物を作り続ける事の尊さ」を次世代に伝える使命を持って、又、耕作放棄地を生かせない為、規模拡大に取り組みんでいます。